

## 仕様書

京都市建設局伏見土木みどり事務所

(担当：山手・笹原 075-611-5371)

### 1 業務名

除草作業委託（伏見区向島東定請）

### 2 業務の目的

本市が管理する里道の通行環境の改善のために、除草清掃作業を実施する

### 3 履行期間

契約締結の日から令和8年7月31日まで

### 4 履行場所

京都市伏見区向島東定請地内

### 5 業務範囲

「位置図」及び「現状写真」

### 6 業務内容

- ・除草、清掃、処分作業を実施すること。
- ※作業箇所へ伸びているツタ・クズ等を除去すること。
- ・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。
- ・事前に建設局伏見土木みどり事務所職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。

### 7 留意事項

- ・作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。
- ・完了時に、適切に処分したことがわかる領収書等を提出すること。
- ・災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任で徹底すること。
- ・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用すること。

- ・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- ・本業務は公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
- ・作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。
- ・原則、平日の午前9時から午後5時の間に作業を行うこと。
- ・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。また、事故等が発生した場合は、受注者の責任で解決すること。

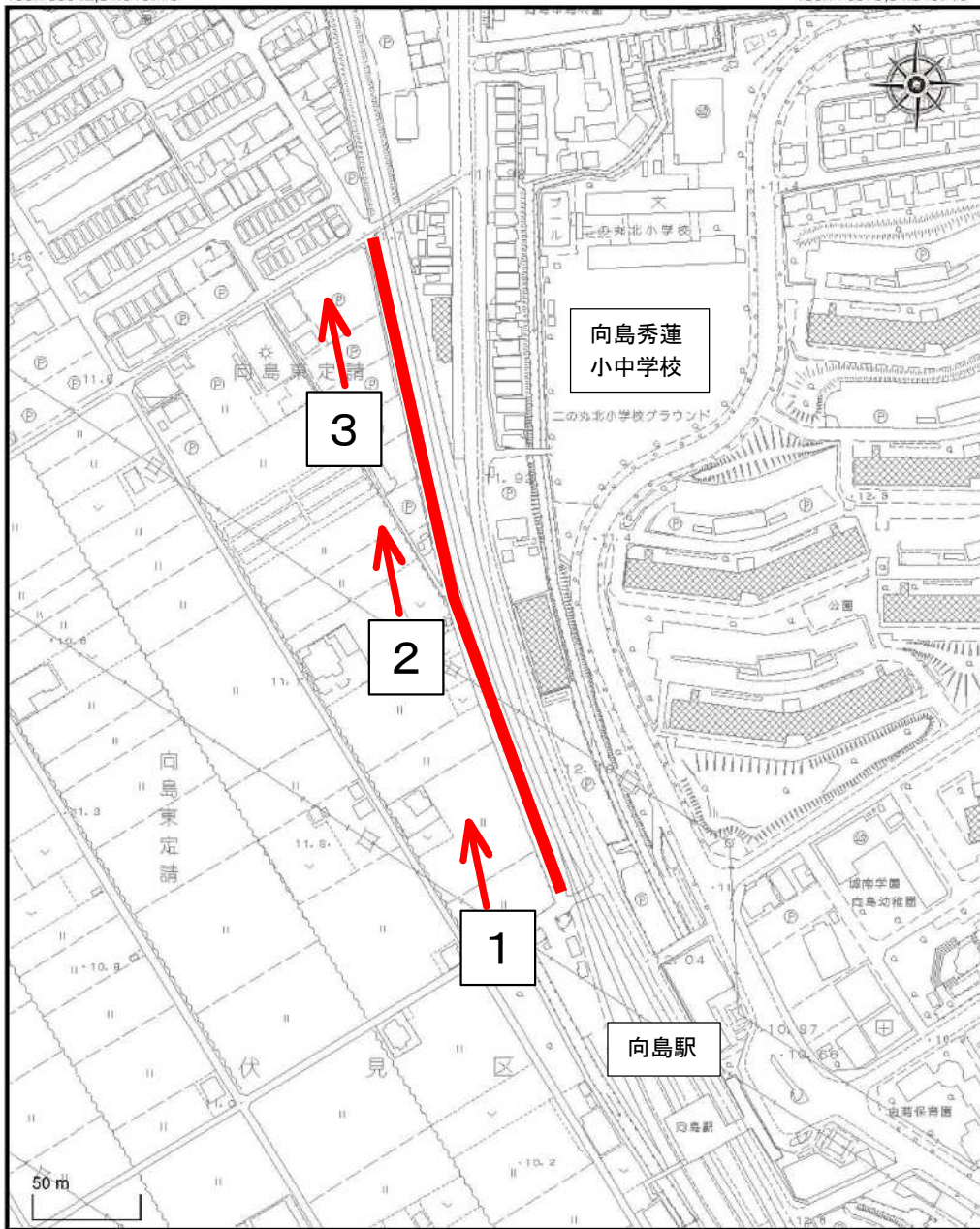
## 8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

# 箇所図

135.765942,34.919740

135.770979,34.919740



135.765942,34.914576

1 / 2500

135.770979,34.914576



業務箇所



 : 作業範囲



 : 作業範囲



 : 作業範囲